

第4章

災害保健医療対策 の推進



第4章 災害保健医療対策の推進

現 状

東京都では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成26年に「東京都地域防災計画」を修正するとともに、平成32年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた「東京の防災プラン」を策定し、災害時体制の強化と区市町村や民間が担う防災対策への支援等を進めています。西多摩圏域では平成26年2月の大雪による孤立地域の発生や、平成28年8月の台風による浸水被害など、自然災害に見舞われた経験から、災害への備えの機運が高まっています。

■災害医療体制

東京都は平成28年に「災害時医療救護活動ガイドライン」を策定し、二次保健医療圏を単位とした災害医療体制を導入し、圏域ごとに地域災害医療コーディネーター¹を配置し、体制を整備しています。

西多摩圏域では、地域災害医療コーディネーターが中心となり、医療関係者や行政で構成された地域災害医療連携会議²において検討を進めています。また、西多摩圏域の特性を踏まえ、圏域を3ブロックに分けてブロックコーディネーターを設置し、区市町村で配置する災害医療コーディネーターの役割を担うものとしています。地域災害医療連携会議の下にはブロック別の調整部会を設置し、地域の実情に合った体制整備を進めています。奥多摩町及び檜原村については、発災直後は孤立する状況も想定されるため、ブロックとは別に町村単独での対応についても検討を進めています。

市町村は平成28年度までに医薬品卸売販売業者との協力協定を締結するなど、医薬品等供給体制の整備も進めています。

■保健活動体制

東日本大震災、関東・東北豪雨、熊本地震などにおいて、エコノミークラス症候群、感染症、慢性疾患の悪化などにより健康を害する被災者が多く発生しました。このような二次的な健康被害を防止するには保健活動が重要となります。西多摩圏域は①風水害・雪害等の自然災害のおそれが高い、②高齢化率が高く要配慮者³の割合が高い、③保健活動を担う保健師等専門職が少ないなどの地域特性があります。

保健所では大雪での経験を踏まえ、平成27・28年度に課題別地域保健医療推進プランとして、「市町村の災害時保健活動体制整備支援事業～保健師の活動を中心に～」に取り組み、市町村がマニュアルを作成する際に指針となる「西多摩圏域市町村災害時保健活動ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成しました。

■避難行動要支援者・要配慮者対策

市町村では、平成25年に改正された災害対策基本法により、高齢者や障害者など、これまで「要援護者」として対策が検討されていた方々について、自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」と、避難生活において配慮が必要な「要配慮者」に分

¹ 地域災害医療コーディネーター：二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師。

² 地域災害医療連携会議：都が二次保健医療圏ごとに設置。地域災害医療コーディネーターが医療関係者・市町村等を招集し、情報共有や検討を行う。平常時・発災時に開催する。

³ 要配慮者：災害対策基本法では、「高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者」と定義されている。その他として、人工呼吸器使用者や人工透析患者など医療ニーズの高い方、妊産婦などが想定される。

けて、それぞれに応じた対策をとることになりました。そのうち避難行動要支援者については、市町村で名簿を作成し、避難を支援する関係者と名簿を共有するとともに、個別支援計画⁴の策定を進めています。

保健所では、西多摩圏域に高齢者施設が多いため、平成25・26年度に課題別地域保健医療推進プランに取り組み、給食やトイレなどの生活環境を中心に施設が取り組むべき内容を記載した「高齢者施設等における防災マニュアル策定ガイドライン」を作成し、研修会等で継続的に周知しています。

課題と今後の取組

(1) 災害医療体制の充実

地域災害医療連携会議は、二次保健医療圏を単位とした災害医療体制を確固たるものにするため、地域災害医療コーディネーター、ブロックコーディネーターを中心とした医療救護所の設営や運営体制、関係機関の連携方法などの医療救護活動について更に検討し、体制を強化していきます。

市町村は、医療救護所や避難所で使用する医薬品等の備蓄（発災から3日間分）を進めるとともに、地区薬剤師会と連携し、災害薬事センター⁵の設置場所や運営方法、卸売販売業者からの調達方法などについて協議していきます。

(2) 保健活動体制の推進

市町村は、マニュアルの作成や平常時から研修や訓練を行うなど、災害時保健活動体制の整備を進めています。

保健所は、作成したガイドラインを活用し、市町村のマニュアル作成を支援するとともに、講習会の開催や、先駆的な取組事例の情報提供などを行います。また、都における災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）⁶の検討状況を踏まえつつ、発災時に保健所が市町村との綿密な連携の下で派遣調整、情報の分析・評価等を適切に行えるよう圏域の災害時保健体制の推進に努めていきます。



「西多摩圏域市町村災害時保健活動ガイドライン」（西多摩保健所）

(3) 避難行動要支援者・要配慮者への対策強化と関係機関の情報共有

市町村は、避難行動要支援者名簿の作成、消防や自治会などの関係者との情報共有、個別支援計画の作成などの対策を推進していきます。

保健所は、市町村の取組に対して助言するなどの支援とともに、高齢者施設等への災害対策の普及啓発も推進していきます。

【重点プラン】 ○災害保健医療体制整備の推進

【指 標】 □市町村における災害保健医療対策の推進

⁴ 個別支援計画：避難行動要支援者ごとに作成する「発災時に避難支援を行う者」、「避難支援を行うに当たっての留意点」、「避難支援の方法や避難場所、避難経路」等が盛り込まれた避難支援計画。

⁵ 災害薬事センター：医療救護所、避難所等への医薬品等の発注・供給を調整し、災害時の薬事の拠点となる場所。

⁶ 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）：自然災害に伴う重大な健康危機が発生した場合、被災自治体の指揮調整機能を支援するため派遣される医師、保健師、薬剤師、管理栄養士、衛生監視員等からなるチーム。

